

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6 月30日
【会社名】	関東財務局長
【英訳名】	The Shikoku Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 山 元 文 明
【本店の所在の場所】	高知市南はりまや町一丁目 1 番 1 号
【電話番号】	高知(088)823局2111番
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長 小 林 達 司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内神田一丁目14番 4 号 株式会社四国銀行東京事務所
【電話番号】	東京(03)3291局7481番
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 上 杉 和 弘
【縦覧に供する場所】	株式会社四国銀行徳島営業部 (徳島市八百屋町三丁目10番地 2) 株式会社四国銀行東京支店 (東京都千代田区内神田一丁目13番 7 号) 株式会社四国銀行松山支店 (松山市三番町三丁目 9 番地 4) 株式会社四国銀行高松支店 (高松市丸亀町 8 番地23) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) (注) 松山支店及び高松支店は金融商品取引法の規定による縦覧 場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供して おります。

1【提出理由】

平成29年6月27日開催の当行第203期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案(第1号議案から第5号議案まで)>

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金3円 総額642,869,232円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月28日

その他の剰余金の処分に関する事項

イ 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 5,000,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 株式併合の件

効力発生日を平成29年10月1日として、当行普通株式について、5株を1株の割合で併合するものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

効力発生日を平成29年10月1日として、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を減少させるとともに、単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するものであります。

第4号議案 取締役4名選任の件

取締役として、西川昭寛、五百蔵誠一、尾崎嘉則および稲田知江子の4氏を選任するものであります。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役として、熊沢慎一郎および田中章夫の両氏を選任するものであります。

<株主提案(第6号議案から第8号議案まで)>

第6号議案 定款一部変更の件

顧問・相談役の役職をすべて廃止するものであります。

第7号議案 取締役6名解任の件

取締役 熊沢慎一郎、五百蔵誠一、黒下則之、小林達司、溝淵悦子および尾崎嘉則の6氏の解任を求めるものであります。

第8号議案 監査役4名解任の件

監査役 北村裕、田中章夫、川添博および濱田正博の4氏の解任を求めるものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

< 会社提案(第1号議案から第5号議案まで) >

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合 (%)
第1号議案	172,417	4,638	10	(注)	可決 91.0
第2号議案	176,735	320	10	(注)	可決 93.3
第3号議案	176,702	353	10	(注)	可決 93.3
第4号議案					
西川 昭寛	175,739	1,316	10	(注)	可決 92.7
五百蔵 誠一	175,277	1,778	10		可決 92.5
尾崎 嘉則	174,457	2,598	10		可決 92.1
稲田 知江子	176,554	501	10		可決 93.2
第5号議案					
熊沢 慎一郎	176,532	480	10	(注)	可決 93.2
田中 章夫	176,626	436	10		可決 93.2

< 株主提案(第6号議案から第8号議案まで) >

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合 (%)
第6号議案	39,026	137,977	10	(注)	否決 20.6
第7号議案					
熊沢 慎一郎	3,707	173,297	10	(注)	否決 1.9
五百蔵 誠一	4,631	172,373	10		否決 2.4
黒下 則之	3,725	173,279	10		否決 1.9
小林 達司	3,725	173,279	10		否決 1.9
溝渕 悦子	3,727	173,277	10		否決 1.9
尾崎 嘉則	4,631	172,373	10		否決 2.4
第8号議案					
北村 裕	3,706	173,298	10	(注)	否決 1.9
田中 章夫	3,687	173,317	10		否決 1.9
川添 博	3,705	173,299	10		否決 1.9
濱田 正博	3,711	173,293	10		否決 1.9

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

第2号議案、第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

第4号議案、第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

第6号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

第7号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

第8号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数の集計により、第1号議案から第5号議案については、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立し、第6号議案から第8号議案については、会社法に則って決議が否決されることが明らかとなったため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。